

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 28 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 6 年 12 月 18 日 (水) 午後 3 時 30 分

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第28回委員会議事録

1. 開催日時 令和6年12月18日(水) 午後15時30分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞一 (会長、議長)
須川 直樹
阿部 貴史
渡邊 英敏
足田 一則
山本 勇
濱田 貴史
小野 裕佳
阿部 義広
山尾 和久
本庄 新
森崎 真吾
4. 欠席委員 藤本 昭夫、齋藤 信二

事務局 大石事務局長、堀事務局次長、中川主幹

農林水産部 大屋審議監

漁業管理課 利光主事

水産振興課 大塚課長、堤総括、中島技師

臨席者 なし
5. 議事録署名委員 須川 直樹、小野 裕佳
6. 協議事項及び審議の結果
第1号議案 宝石さんごの採捕禁止について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第2号議案	知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第3号議案	区画漁業権の条件変更について
審議の結果	条件変更について異議はなく、漁業権者に対して変更理由を通知し、公開による意見聴取を行うことに決定した
第4号議案	大分県漁業調整規則の一部改正について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第5号議案	大分県資源管理方針の一部改正について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第6号議案	知事管理漁獲可能量の設定について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した

7. 審議概要

事務局長 それではただいまから、第22期第28回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局長の大石です。よろしくお願いいたします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中、12名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、はじめに大屋農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。

大屋審議監 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。

議事に入ります前に、資料等の確認をお願いします。本日も、資料をタブレットで用意しております。タブレットの画面に、議案書があります。ご確認ください。紙の議案書が必要な方は挙手をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

議 長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。須川委員と小野委員にお願いします。

続きまして議事に入ります。

第1号議案の「宝石さんごの採捕禁止について」を審議します。事務局から説明してください。

事務局長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

第1号議案の「宝石さんごの採捕禁止について」ご説明します。

宝石さんごは、中国等での需要の高まりを受けて価格が高騰しており、本県においても宝石さんごを対象とした採捕が行われれば、貴重な資源の減少や漁業調整上のトラブルの発生が懸念されることから、水産庁の技術的助言に基づき隣県と協調して規制を強化する必要があります。

現在、令和6年12月31日までを有効期間とした委員会指示を発出していますが、引き続き規制を継続する必要があることから、令和7年1月1日から同年12月31日までの1年間を新たな有効期間とした委員会指示を発出するものです。

なお、大分県漁業協同組合長からも同様の趣旨で要望書が提出されており議案書の3ページに掲載しています。

次の4ページをご覧ください。これは、平成27年10月に水産庁から発出された「国内の宝石サンゴ資源の管理について」の技術的助言です。中程にある「1. 背景」のところでアンダーラインで示していますが、宝石さんごは1年間で0.2mm程度しか成長せず、一旦、資源が減少してしまうと、その回復に非常に長い時間がかかります。

さらに日本近海での中国船による密漁も注目を集めたことから、この技術的助言がまとめられたものです。

次の5ページをご覧ください。一番上の「2. 漁獲努力量の凍結について」ですが、「(1) 現状以上の数の許可を発給しないなど、総漁獲努力量が増えない措置をとることとする。」とされています。

6ページをご覧ください。「6. 一般採捕の禁止」ですが、「現在、規則に基づく規制が設けられていない場合、速やかに関係海区委員会の指示で禁止するなどの措置を実施するとともに、規則での規制について検討を行う。」とあります。

本県ではさんご漁業の実態はなく、許可制に移行する予定もありませんが、農林水産研究指導センター水産研究部が過去に行った調査により、宝石さんごの存在が確認されていることから、当該技術的助言に則って平成28年から委員会指示を発出しているものです。

8ページをご覧ください。全国の状況について掲載しています。

青色と水色で示した1都5県は許可制を導入済みとなっております。本県を含めた黄色の10県は委員会指示による規制を導入しており、このうち千葉県は、令和2年に委員会指示から調整規則による禁止に変更しております。なお、赤色で示した2県については、管理の強化が不要との判断をしています。また、直近の状況について水産庁に確認したところ、昨年度から国の方針及び他県の状況に変更はないとのことです。

次の9ページをご覧ください。委員会指示案を掲載しています。

漁業法第120条第1項の規定により、大分海区における宝石さんごの採捕を禁止するとし、ただし書きで本委員会の承認を受けた場合は、この限りではないとの適用除外の規定を設けます。

本委員会による承認等については、漢数字の1から11まで定めますが、現行の委員会指示の内容から変更はありません。漢数字の12 指示の有効期間は令和7年1月1日から同年12月31日までの1年間とします。

参考として10ページ以降に取扱要領を添付しております。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、この件につきましてご意見、ご質問はありませんか。

国の方針も変更がないということですので、引き続き委員会指示を出すということでしょうかと思いたしますがいかがでしょうか。

他にご意見もないようですので、第1号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に第2号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。

事務局から説明してください。

事務局長 議案書の21ページをご覧ください。

知事許可漁業の新規許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を公示する必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められてい

るものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

22ページは知事からの諮問文です。23ページをご覧ください。まず、「1 制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

今回の許可は、新設ではなく、既存の許可について追加で申請を受け付けるようにするものです。したがって、既存の制限措置のうち②の「許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数」と「申請期間」を新たに設定して公示します。

次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」について説明します。今回公示するのは「刺し網漁業 さわら流し刺し網漁業」で、香々地地区の漁業者からの要望に伴うものです。

ここで、新規許可の考え方についてご説明します。下の「許可の追加について」をご覧ください。

許可する漁業者の数に上限を設けている漁業種類の場合、大分県漁業調整規則第11条第2項の規定に基づき、申請期間を1ヶ月に限定し、申請を受け付けます。これは公示した数を超える申請があったとき、申請書の提出順ではなく、許可の基準に基づき許可する者を決定するためです。そのため、追加で許可を行うためには、その都度制限措置及び申請期間の公示が必要となっています。当該許可の上限は6人ですが、既存の許可人数が4人ですので、残りの2人まで許可が可能な状況となっています。

次の24ページをご覧ください。大分県漁協から県知事に提出された要望書を掲載しております。一番下の行で香々地地区の漁業者からの要望であることが確認できます。

次の25ページ「3 本件公示の制限措置の内容」をご覧ください。

先ほども申し上げたとおり今回は追加の許可となるため、漁業を営む者の資格の欄に、香々地地区が所在する豊後高田市を含む「8-1-1」が対象の制限措置となります。左から3番目の欄「許可等をすべき漁業者の数」は許可の上限数に達する「2人」とし、それ以外の制限措置については従前のおりとなっています。

26ページは制限措置の操業区域を図示したものになります。

27ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」です。

繰り返しになりますが、今回公示する許可は、許可する船舶の数に上

限を設けているため、申請期間は1ヶ月間に限定され、令和7年1月6日から2月6日までとなっています。申請期間については以上です。

次に「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第1項及び大分県漁業調整規則第15条第1項の規定に基づき、本日説明した漁業は原則5年間とされています。

一方、この期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回は既存の許可の満了日と合わせるため、令和8年10月31日までの約1年8ヶ月に短縮します。既存の許可満了日に合わせることで、制限措置に変更の必要が生じた場合でも、許可の更新に合わせた一斉切替えが可能となります。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありました。第2号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

正田委員 さわら流しの許可なのですが、許可をする場合は、漁具とかがそろっているかは、確認するのでしょうか。すべてそろっている状態でないと許可は出さないのでしょうか。

事務局長 許可をする場合は漁具の確認をします。さわら流し網漁業については、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示で網目が10.5cm以上というルールがありますので、漁具と網目を必ず確認します。漁具を持っていないと許可はしません。

議長 よろしいですか。今のところ要望は1人ですが、残り上限2名分を枠としてあげるといふことでよいのでしょうか。

事務局長 漁協さんからは、1名ということで要望が出てきておりますけれども、許可は上限6名まで可能で、現在4名に許可を出しており、1名と限定する必要性はありませんので2名としております。

議長 はい、わかりました。他にご質問ありませんか。よろしいでしょうか。他にご意見もないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

次に第3号議案「区画漁業権の条件変更について」です。事務局は説明をお願いします。

事務局長 議案書の28ページをご覧ください。第3号議案「区画漁業権の条件変更について」です。

大分県漁協に免許された区画漁業権区第3238号に付けられた条件の変更について、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。次の29ページが知事からの諮問文です。

次の30ページの「1. 関係法令等」をご覧ください。漁業法で定められている、漁業権に条件をつける場合の手続について説明します。なお、条件の変更についても、同じ手続きとなります。

漁業法第86条において、県知事が漁業権に条件を付けることができると定められており、その際には委員会に意見を聴かなければならないとなっています。次に委員会は知事の諮問に対して「条件を付けるべき」との答申をしようとするときは、漁業権者に対してその理由を文書で通知し、さらに公開の場で意見を聞かなければならないと定められています。そのため、本議案の審議の流れとしては、これから行います諮問事項の説明後「条件を付けるべきかどうか」の意見集約をしていただき、条件を付けることに異議がなければ、漁業権者である大分県漁協に対して条件を付けるべき理由を通知し、公開による意見聴取を行うこととなります。その後、委員会において改めて審議していただき、知事への答申を決定していただくこととなります。

「2. 条件変更までの流れ」のうち、左から二番目の四角が本日の委員会になります。審議の結果、条件を変更するべきとの意見が多数となった場合、条件の変更案を漁業権者である大分県漁業協同組合に通知し、意見聴取、委員会からの答申を経て条件変更処分という流れになります。

次の31ページをご覧ください。条件変更の対象となっている区第3238号は、佐伯市上浦に位置する、くろまぐろの養殖を目的とした第1種区画漁業権です。令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間を存続期間として大分県漁協に免許されましたが、行使を予定していた西南水産株式会社が経営環境の変化により行使を断念したため、これまで利用されていなかった漁場で、前回の委員会の議題であった、県が大分県漁協に対し適切かつ有効に利用するよう指導を行うとした漁業権になります。県の指導後、長崎県五島市に本店を置く海興水産による行使に目途が立ったことから、大分県漁協より当該法人の養殖形態に合わせた条件変更の要望があったものです。

次の32ページをご覧ください。今回の条件変更は、海興水産が移送により天然種苗を入手し、区第3238号で養殖を行いたいと要望したことによるものです。そのため条件変更の趣旨は、従来区第3238号では人工種苗のみを使用することができたところ、移送により入手した天然種苗の使用も可能となるよう変更するものです。変更内容の詳細は、後ほどご説明します。

次に「5. 条件変更の理由」をご説明します。海興水産の属する三陽グループは、M&Aによりくろまぐろ養殖に参入し、規模を拡大しようとしています。海興水産は当県で養殖を開始するにあたり、津久見の区第2834号でくろまぐろ養殖業を営む兵殖から天然種苗を移送により入手することを計画し、今回要望に至ったものです。兵殖と合意に至った背景及び人工種苗ではなく天然種苗の利用を希望している背景は、お手元の資料に記載のとおりです。また、大分県漁協からの要望書は議案書の33ページから34ページに、海興水産から大分県漁協への要望書を35ページに、海興水産の事業計画書を36ページから42ページに添付しています。

43ページをご覧ください。変更後の漁場利用の計画についてご説明します。まず、まき網漁業者としての海興水産が、長崎県においてまき網でくろまぐろ天然種苗を漁獲し、兵殖へ年間7,000尾を販売、兵殖はこれを区第2834号に活け込みます。このうち6,000尾について、1週間程度配合飼料に餌付けした後、海興水産に販売し区第3238号へ移送する計画となっています。

次に、くろまぐろ養殖に関する国の方針についてご説明します。次の44ページをご覧ください。令和2年11月27日付け農林水産大臣指示では、各県の1年あたりの天然種苗の活込尾数が平成23年から増加しないようにすること、また生簀の台数等に係る制限・条件を付けるこ

ととされています。当県ではこの農林水産大臣指示を受け、くろまぐろ小割式養殖業の免許にあたって、生簀面積や活込尾数の制限を条件に加えています。特に新規の漁業権については、人工種苗限定の漁場とし、天然種苗の活込尾数が増えないようにしています。参考として農林水産大臣指示の全文を、資料の46ページと47ページに添付しています。

資料の44ページにお戻りください。今回の条件の変更にあたっては、農林水産大臣指示により県全体の天然種苗の活込尾数が平成23年から増加することがないようにする必要がありますので、今回の条件変更を行った前後で活込尾数が増加しないことをご説明します。

まず、活込を行う区第2834号は、条件により活込みを行う生簀の面積が制限されていますが、今回の条件変更に伴い規模の拡大は行いません。また、区第2834号の活入尾数は、平成28年度には10,502尾であったことに対し、直近4年間は活込尾数が年間1,000尾程度となっています。今後も兵殖が自ら養殖する尾数は年間1,000尾規模であることを同社へのヒアリングで確認していますので、区第3238号に移送するために年間6,000尾を追加で活け込んだとしても、合計は7,000尾であり、過去の実績以下に収まっています。つまり、海興水産は兵殖の活込み可能尾数の余剰分を利用して養殖を行う計画としているため、県全体では活込み尾数は増加しないということになります。

条件変更の内容について、45ページの新旧対照表をご覧ください。新設する条件の2は、農林水産大臣の指示に基づき、生け簀の面積、形状等に関する条件を設定するものです。天然種苗の活込が増加しないよう施設の規模を制限しています。なお、今回設定する面積や生け簀の形状等の条件については、現行の行使規則で定める養殖規模等と同じとします。

条件の3は、人工種苗の規定を削除し、天然種苗の活込禁止を規定します。移送については記述せず、移送による天然種苗の導入は可能とします。

新設する条件の4は、種苗の導入後に確認しやすいよう天然種苗と人工種苗を同一の生け簀で養殖することを制限するものです。なお、明確に区別することができれば同一の生け簀で養殖することも可能とします。以上です。

議長

意見や質問等はありませんか。

これは漁業権の適正かつ有効な利用に基づいて県が指導した事案で、

希望者が出たということですね。その人は大分県漁協に組合員として加入されたのでしょうか。

事務局長 上浦支店の組合員になったと聞いております。

議長 よろしいでしょうか。
従来通りか、条件変更をするかしないかということですが。条件変更について付加するということによろしいですか。異議ございませんか。

委員一同 意義なし。

議長 それでは意見、異議がないようですので、漁業権者に対して変更理由を通知し、公開による意見聴取を行うことといたします。
漁業権者に対して通知する理由についてですが、何かご意見はありませんか。
事務局から提案はありますか。

事務局長 はい。今回の条件変更は、漁業権者及び組合員行使を予定する者の要望に基づくものであること、県全体の天然種苗の活込尾数が増加しない条件変更であり、国のくろまぐろ養殖についての管理方針に反しないことの2つの理由を提案します。

議長 事務局から提案がありましたが、ご意見はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、事務局案のとおり決定します。事務局長は漁業権者あてに通知してください。次の委員会で大分県漁協に対し、公開による意見聴取を行い、審議して県知事への答申を決定することになります。日程等詳細については事務局より改めてお知らせします。
次に第4号議案「大分県漁業調整規則の一部改正について」です。事務局は説明をお願いします。

事務局長 議案書の48ページをご覧ください。第4号議案「大分県漁業調整規則の一部改正について」です。
水産庁から都道府県に対する技術的助言である都道府県漁業調整規

則例の改正に伴い、大分県漁業調整規則を改正する必要があることから、漁業法第57条第5項及び第119条第8項、並びに水産資源保護法第4条第7項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。次の49ページが知事からの諮問文です。

50ページをご覧ください。まず、大分県漁業調整規則の概要についてです。大分県漁業調整規則は、漁業法第57条第1項、第119条第1項及び同条第2項、並びに水産資源保護法第4条第1項の規定により、知事が漁業取締りその他漁業調整のため、必要な事項を定めているものです。なお、都道府県が漁業調整規則を定める場合、都道府県漁業調整規則例を参考とするよう求められています。

資料同ページの下部に、漁業調整規則を制定し、又は改廃しようとする際の根拠法を抜粋して記載しています。

次の51ページをご覧ください。改正までの流れの全体像を示しています。

令和6年8月29日付けで都道府県漁業調整規則例の改正が行われ、県では10月までに、この改正規則例を基に改正案を作成したところです。なお、今回の改正が罰則に関する規定であることから、現在、大分地方検察庁にも別途協議を行っているところです。

赤枠で囲っている部分が、本日の海区漁業調整委員会となります。本日の審議で「異議なし」というご意見をいただきました場合、その右の手続きに進みます。大分県漁業調整規則は、内水面に関しても適用されますので、令和7年1月に予定している内水面漁場管理委員会にも同様に諮問します。こちらでも同様に「異議なし」という意見をいただいた場合、決裁、水産庁認可と手続きを進め、4月に公布及び同日付けで施行を予定しています。

なお、後ほどご説明いたしますが、刑法改正に伴い「懲役」を「拘禁刑」に改正する部分のみ、刑法改正の施行期日である令和7年6月1日の施行を予定しています。

次の52ページをご覧ください。今回の改正は大きく分けて3点になります。改正箇所の対照表を53ページ、改正にかかる公布文を54ページに、都道府県漁業調整規則例の新旧対照表を55ページに添付していますので、必要に応じて適宜ご参照ください。

それでは、52ページにお戻りください。改正内容及び改正理由を順番にご説明します。

(1) 衛星船位測定送信機（VMS）等の通信妨害行為等の禁止規定の追加についてです。

国は違反操業の防止のため、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律を改正し、VMS等の備え付け及び常時作動の命令を受けた者が、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないとの規定を新設しました。併せて、違反した際の罰則も新設されたところです。この法改正の概要については、56ページをご覧ください。赤枠で示した箇所が関係する部分になります。右下の運用イメージをご覧ください。VMSは人工衛星を利用して船舶の位置情報を測定、送信するシステムで、常時作動させることで、効果的な取締りが可能となるため違法操業の抑止効果が期待されています。既に全ての大臣許可漁業で運用されています。

52ページにお戻りください。この改正に合わせて都道府県漁業調整規則例が改正されたことから、今回、改正規則例に合わせて大分県漁業調整規則を改正するものです。

改正の内容については、53ページの対照表をご覧ください。下段の第53条に新設として上段のとおり第2項「前項の規定による命令、VMSの設置及び常時作動の命令のことですが、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない」との規定を追加します。

なお、違反した者への罰則については、漁業法の規定が適用されることとなります。

52ページにお戻りください。この改正にかかる施行期日は、公布の日です。

次に(2)罰則の規定中「懲役」を「拘禁刑」とする改正についてです。刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されます。この改正により懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることとなりました。このため大分県漁業調整規則の罰則において「懲役」と定めている箇所を「拘禁刑」に改めるものです。改正の内容については、53ページの対照表をご覧ください。下段の第62条第1項の2行目中ほどにある「懲役」の記載を上段のとおり「拘禁刑」に改めます。

52ページにお戻りください。この改正にかかる施行期日は、刑法改正と同日の令和7年6月1日とし、また改正規定の施行前にした行為の処罰については、従前のとおりとする経過措置を付します。

次に(3)罰則対象者の明確化についてです。

都道府県漁業調整規則例では、違反操業など、実際の違反行為を行った者を第61条及び第62条で、その違反行為を行った者の雇用者等を第63条でそれぞれ処罰することとしています。一方で、本来第63条

で処罰することを予定している、違反行為を行った者の雇用者等についても、第6 1条及び第6 2条が適用されると解釈する余地があることから、第6 1条及び第6 2条の罰則の対象を、実際の違反行為を行った者に限定する趣旨を明確にするよう記述が改正されました。このため、改正規則例に合わせて大分県漁業調整規則の該当箇所である第6 2条及び第6 3条を改正するものです。改正の内容については、5 3ページの対照表の下段をご覧ください。

第6 2条第1項の「者は」を上段の「場合には、当該違反行為をした者は」に改めます。また、下段の同項の第1号から第3号の「違反した者」の「者」を上段のとおり「とき」に改めます。最後に、下段の第6 3条の「違反した者」の「者」を上段のとおり「ときは、当該違反行為をした者」に改めます。

なお、違反行為を行った者の雇用者等に対する罰則は、第6 4条に規定していますので、今回の改正による内容や解釈の変更はありません。

5 2ページにお戻りください。この改正の施行期日は、公布の日です。大分県漁業調整規則の一部改正についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありました。第4号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

山尾委員 簡単な質問で申し訳ないのですが、懲役刑と拘禁刑の違いは、どういふふうに違うのですか。それをちょっと教えてもらえないでしょうか。

小野委員 もともと禁固刑と懲役刑があったのが、一本化して拘禁刑になるんです。何で一本化したかっていうと、もともと禁固刑の罰則が定められている犯罪ってとても少ないし、極めて稀な犯罪だから、そもそも禁固刑が必要ない。あとはですね、懲役刑は、一律に作業をさせてきたのがこれまでですけれども、再犯防止にはそれぞれの特性に応じて処遇をしていかなければいけないという考え方があります。今回拘禁刑に一本化してそれぞれの人の特性に応じて、例えば薬物に関しては薬物プログラムを中心に、両方しましょうとか。社会に出る可能性が早い人は、作業をさせたりとか、あるいは教科的な、算数とか、国語とかの学習をさせたりとか、そういった人に応じて処遇ができるようになる。それが拘禁刑だと思います。

山尾委員 よくわかりました。ありがとうございます。

議 長

他にございませんか。

VMSの設置ですが、今のところ大臣許可だけで、県知事の許可した中にはないのでしょうか。

事務局長

規則上は出せますが今のところありません。どういう場合にこれが想定されるかですが、例えば他県との協定ですね。一番わかりやすいのが愛媛とのまき網との入漁協定とかですが、位置がきちんと把握できるように、VMSをつけなさいという命令を出す可能性もあると思います。

ただそれは、違反行為が横行して協定の意義が果たされていない状況があった場合に有効に活用できるのかなと思います。

現状では大分県の漁業者も他県の漁業者も、協定に違反する行為を頻繁におこなっている状況ではないので、備え付け命令を出す必要はないと思っています。

議 長

わかりました。他によろしいですか。

他にご意見もないようですので、第4号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

異議がないようですので、第4号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

次に第5号議案の「大分県資源管理方針の一部改正について」を審議することとします。事務局は提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、第5号議案の「大分県資源管理方針の一部改正について」ご説明します。

議案書の57ページをご覧ください。

大分県資源管理方針は、漁業法第14条第1項の規定に基づき、国が策定する資源管理基本方針に即して、各都道府県で定めることになっております。

今回、国の資源管理基本方針が改正され、かたくちいわし太平洋系群およびかたくちいわし瀬戸内海系群が特定水産資源に追加されたことから、大分県資源管理方針に当該魚種を追加することについて、県知事より本委員会に意見を求められているものです。

58ページに県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

中島技師

水産振興課の中島です。まず、「大分県資源管理方針の一部改正について」を説明いたします。82ページをお開きください。11月21日付の官報号外第271号において、国の資源管理基本方針が改正され、かたくちいわし太平洋系群およびかたくちいわし瀬戸内海系群が特定水産資源に追加されました。新たにこれらの魚種の管理の考え方等を大分県資源管理方針に追加するため、所要の改正を行うものです。

59ページにお開きください。こちらは、大分県資源管理方針の新旧対照表になります。右側が現行で、左側が改正後、アンダーラインを引いている赤字部分が改正部分となります。

第1の1漁業の状況についてですが、アンダーラインの箇所について、最新の統計データに改めます。

第8のアンダーラインの箇所については、今回の魚種の追加に伴う改正となります。

別紙1-7をご覧ください。別紙1-7を新設し、「第1 水産資源」について「かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。）」としており、かえり以上のかたくちいわしを対象としております。「第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等」については、大分県かたくちいわし（太平洋系群）漁業区分について、当該知事管理区分を構成する事項及び漁獲量の管理の手法等についての規定を次のページまで記載しております。次の60ページをご覧ください。「第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」についてですが、「全量を大分県かたくちいわし（太平洋系群）漁業区分」に配分する。」としております。「第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」については、しらすについて現状よりも漁獲努力量を増加させないこととしております。また、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量を隻数で3,420隻としております。これは、漁船登録がなされている全ての漁船漁業を行う船のうち、大分県漁業協同組合佐賀関支店から名護屋支店に属する船の平成29年から令和元年までの3ヶ年の隻数の平均値です。

別紙1-8については、「第1 水産資源」から「第5 その他資源管理に関する重要事項」まで、別紙1-7の「太平洋」を「瀬戸内海」

に読み替えたものを規定しております。また、61ページから62ページの「第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」において、漁獲努力量を隻数で2,055隻としております。これは、漁船登録がなされている全ての漁船漁業を行う船のうち、大分県漁業協同組合中津支店から神崎取次店に属する船の平成29年から令和元年までの3ヶ年の隻数の平均値です。議案書の63ページから81ページまでに大分県資源管理方針（案）の本文を、85と86ページに資源管理方針について根拠となる漁業法の抜粋部分を載せています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。第5号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

資源管理方針にかたくちいわしが加わったということなんですけども。阿部さん、よいですか。

阿部義広委員 大分県のトン数的には全国のパーセントから言うと、3%から5%っていう報告が来てるんで、TAC魚種になっても今のところ大丈夫じゃないかと思います。

議長 しらすは現状維持で、かえりは隻数管理も入るのですね。

阿部義広委員 その辺の判断が、瀬戸内海の会議でもいろいろ問題があって「どこを基準にするか」っていうので今まだ、まとまってないと聞いています。

議長 わかりました。他にご意見ございませんか。今回は第1ステップで、とりあえず漁獲報告だけかな、そんな感じです。

順次ステップが2、3と上がっていくにつれて、具体的な規制が出てくるかもしれませんが当面は、そういった形で資源管理するということみたいです。よろしいでしょうか。

他にご意見もないようですので、第5号議案「大分県資源管理方針の一部改正について」は、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第5号議案については、原案のとおり異議

ない旨を知事に答申することとします。

次に第6号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」審議することとします。事務局は提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、第6号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」、ご説明します。

議案書の87ページをご覧ください。

知事管理漁獲可能量の設定については、漁業法第16条第1項の規定に基づき、国から大分県に配分された都道府県別漁獲可能量を、大分県資源管理方針の知事管理区分ごとに知事管理漁獲可能量として設定する必要があります。

今回国から通知のあった都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量として設定することについて、県知事から本委員会に意見を求められているものです。

88ページに、県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

中島技師

「知事管理漁獲可能量の設定について」ご説明いたします。

90ページをご覧ください。管理期間が令和7年1月1日から12月31日までの特定水産資源について、大分県への漁獲可能量の当初配分が国から通知されました。従来から配分のあったまあじ、まいわし太平洋系群については「現行水準」と配分されました。91ページをご覧ください。今回初めて配分されたかたくちいわしの太平洋系群と瀬戸内海系群は、それぞれ92,000トンの内数、48,000トンの内数と配分されました。これら県に配分された都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量として設定するものです。

92ページをご覧ください。最初に、従来から漁獲可能量が設定されてきた、まあじ及びまいわし太平洋系群について説明します。表の下の点線枠内をご覧ください。これらの水産資源は、本県の漁獲量がいずれも国全体の漁獲量の上位8割に入っていないため、現行水準となり、目安数量としてそれぞれ1,624トン、4,137トンが示されました。これらの数量については、大分県資源管理方針に基づき、まあじについては大分県まあじ漁業区分に、まいわし太平洋系群は大分県まいわし漁業区分にそれぞれ全量配分いたします。

93ページと94ページには漁獲実績を、95ページには漁獲可能量の設定の根拠となる漁業法の該当部分を載せています。

次に96ページをご覧ください。今回から新たに漁獲可能量が設定される、かたくちいわし太平洋系群及び瀬戸内海系群について説明いたします。

国は、資源管理を推進するため、TAC管理対象資源の拡大を掲げています。先ほどご説明しましたように関係者との協議を経て、令和6年11月21日付官報号外第271号において、資源管理基本方針の一部が改正され、特定水産資源にかたくちいわし太平洋系群及び瀬戸内海系群が追加されました。右下の図をご覧ください。国の方針では、新たに特定水産資源に規定される水産資源は、漁業者の合意形成の進行度に応じ管理の取組を3段階に分けて実施し、TACによる漁獲管理を行うこととしています。かたくちいわし太平洋系群及び瀬戸内海系群はステップ1から開始され、この間は具体的な漁獲量可能量の配分及び採捕停止命令は実施せず、漁獲報告が義務づけられます。

今回国からは、系群全体の漁獲可能量として太平洋系群で92000トン、瀬戸内海系群で48000トンが示され、この範囲内で試行的にTAC管理が行われていくこととなります。資料の97ページに当県を含めた関係府県の漁獲量と割合をつけています。令和3年における系群全体の漁獲量は、太平洋系群では42208トン、瀬戸内海系群では37271トンであり、今回示された系群全体の漁獲可能量は、令和3年の漁獲量を上回る数量となっています。

第5号議案で説明しましたとおり、漁獲可能量の配分については、改正予定の大分県資源管理方針に基づき、かたくちいわし太平洋系群は大分県かたくちいわし（太平洋系群）漁業区分に、かたくちいわし瀬戸内海系群は大分県かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業区分にそれぞれ全量配分いたします。

98ページから100ページには国の資源管理における考え方を記載していますので参考にされてください。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、第6号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

さっきの5号議案と関連するんですけども、とりあえずは漁獲量の報告ということのようです。

他にご意見もないようですので、第6号議案「知事管理漁獲可能量の

設定について」は、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第6号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

これで議案についてはすべて終了しました。

次にその他の報告事項ですが、①「別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認について」事務局から報告してください。

事務局長 議案書101ページをご覧ください。

第25回委員会での報告後、12月1日までに計19件の申請を承認しており、累計で328件となっています。

次の102ページに内訳を載せています。左から3列目の令和6年度の累計欄をご覧ください。県漁協関係が145件、遊漁船業団体は0件、船釣り団体が171件、協定未加入者が12件でございます。

一番下の合計欄をご覧ください。過去4年間の承認件数を比較致しますと、年々少しずつ減少してきている状況です。また、103ページには船釣り団体の内訳、104ページには、平成26年度からの実績を掲載しています。以上でございます。

議長 ただいまの報告にご質問等はありませんか。

須川委員 まきえの承認申請は減少しているようですが、協定団体に属さないプレジャーが結構増えていて、釣り場に来てるんですが、これについては取締船で監視とか指導とかを行った件数とかは把握できているのでしょうか。

事務局長 これは協定に基づく委員会の承認件数ですけども、あくまでもまき餌についてです。

ご存じだと思いますけど最近はですね、タイラバとか、ルアーを使った釣りが非常に増えておりまして、当然、漁業権が設定されている海域等については取締船が指導を行っております。ただ、まきえの禁止区域で操業されている中には、ルアーでやられる方も非常に多く、その場合は、なかなか指導はできません。現状確認をして、漁業権の位置等をお

知らせするぐらいの取り扱いをしています。

須川委員 つきいそとか、飼付漁業権の中に入っていれば、漁業者も注意するんですけども、その周辺で、「ここは、たいなんかぶりなんかとらんやろうな」というところで竿を出して、手でまきえを撒いているだろうなと思うような時があります。

我々は過去にトラブルになった経緯があるんで、そういう時は「もう声掛けをするな」というふうに漁業者に指導しています。だから、できたら、注意はしなくてもいいので取締船が来るだけでもだいぶ違うと思うので、その辺の方向性をお願いします。

事務局長 実際のところ、佐賀関周辺はかなりの頻度で巡回していると思います。

特にまきえ釣り禁止区域は注意をして重点的な取り締まりをしているつもりではあります。そういう行為を現認された場合は、ご連絡いただければ、急行しますので情報提供を引き続きお願いしたいと思います。

議長 つきいそ漁業権とか飼付漁業権というのを、知らない人が多いんじゃないでしょうか。

事務局長 一般の人が、結構やっぱり知らなくてですね、当然海の上なのでわからないので入ってるってことがあると思います。取締船が現認した場合、そういう時は基本的には、その区域から出て行くようにという指導した後その位置をお知らせするような措置をしています。

議長 わかりました。他にありませんか。
それでは続きまして報告事項②「令和6年度海区漁業調整委員会等の開催状況及び今後の予定」について、事務局から報告してください。

事務局長 議案書の106ページをご覧ください。
まず、1番目の連合海区漁業調整委員会です。
周防灘三県連合海区が7月31日にウェブで開催され、5名の委員が出席いたしました。小底第3種貝桁網の操業始期など例年と同じ内容で問題なく承認されております。

次に、伊予灘連合海区が9月9日に下関市で開催され、会長他2名の

委員が出席いたしました。小型底びき網やたこつぼ、たる流し、きす流し刺網、ごち網のそれぞれの委員会指示につきましては、例年と同じ内容で問題なく承認されております。

次に、豊予連合海区が9月13日に八幡浜市で開催され、会長他4名の委員が出席いたしました。まき網漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業の協定及び覚書が無事締結されております。

続きまして2番目、広域漁業調整委員会です。太平洋広域漁業調整委員会が東京で11月18日に開催され、濱田委員がウェブで出席いたしました。委員会ではマサバの広域資源管理について審議されました。

次に瀬戸内海広域漁業調整委員会が11月29日に神戸市で開催され、本庄委員が出席いたしました。委員会ではサワラ、トラフグ瀬戸内海系群の広域資源管理について審議されました。

両広域漁業調整委員会では、共通して太平洋クロマグロに関する委員会指示について審議され、沿岸くろまぐろ漁業に関する委員会指示が承認されました。

なお、両広域漁業調整委員会の第2回目の委員会については、例年どおり2～3月に開催が予定されておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして3番目、全漁調連ブロック会議です。

九州ブロック会議ですが、10月29～30日に福岡市で開催され、小野会長が出席いたしました。各海区からの要望事項等が承認されました。なお、来年度は大分県での開催が予定されております。

西日本ブロック会議ですが、11月7～8日に大阪市で開催され、渡邊委員が出席いたしました。各海区からの要望事項等が承認されました。また、情報交換として各県が発出している委員会指示について意見が交わされました。来年度は高知県での開催が予定されております。

最後になりますが、4番目の大分海区漁業調整委員会の今後の予定です。第29回委員会を来年2月21日、第30回を3月に開催する予定です。主な議題につきましては、例年同様の委員会指示等に加え「第8次栽培基本計画について」などを予定しております。

各種会議等についての報告は以上です。

議 長

ただいまの報告にご質問等はありませんか。

特にないようなので、これで本日予定していた議案、報告はすべて終了しました。他に何かありませんか。

事務局長

ご審議誠にありがとうございました。

次回委員会は2月21日（金）を予定しています。

なお、本日の第3号議案である区画漁業権の条件変更について、次回は意見聴取会を開催し、漁業権者である大分県漁協から意見聴取を行うこととなります。後日、本日使用しました資料を郵送させていただきますので、内容について再度ご確認をお願いいたします。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第28回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和6年12月18日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員